明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

**第二条**　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （乳児院の長の資格等）<br>**第二十二条の二**　乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。<br>一～三　（略）<br>四　都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号、第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの<br>イ　法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間<br>ロ・ハ　（略）<br>2　（略） | （乳児院の長の資格等）<br>**第二十二条の二**　乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。<br>一～三　（略）<br>四　都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号、第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの<br>イ　法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間<br>ロ・ハ　（略）<br>2　（略） |

（里親が行う養育に関する最低基準の一部改正）

**第三条**　里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （自立支援計画の遵守）<br>**第十条**　里親は、児童相談所長があらかじめ作成する自立支援計画（法第十一条第一項第二号ト(5)に規定する計画をいう。）に従って、委託児童を養育しなければならない。 | （自立支援計画の遵守）<br>**第十条**　里親は、児童相談所長があらかじめ作成する自立支援計画（法第十一条第一項第二号ヘ(5)に規定する計画をいう。）に従って、委託児童を養育しなければならない。 |

（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

**第四条**　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則**<br>（調整担当者に関する経過措置）<br>**第四条**　法第二十五条の二第六項に規定する調整担当者については、第一条による改正後の児童福祉法施行規則第二十五条の二十八第一項及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、法第十三条第三項第七号に規定する厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者を調整担当者とすることができる。 | **附　則**<br>（調整担当者に関する経過措置）<br>**第四条**　法第二十五条の二第六項に規定する調整担当者については、第一条による改正後の児童福祉法施行規則第二十五条の二十八第一項及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、法第十三条第三項第五号に規定する厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者を調整担当者とすることができる。 |

（児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

**第五条**　児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （施設入所等の措置の解除）<br>**第六条**　法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、現に当該児童の保護に当たっている小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。）を行う者若しくは里親（同法第六条の四に規定する里親をいう。）又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。<br>2　（略） | （施設入所等の措置の解除）<br>**第六条**　法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。）を行う者若しくは里親（同法第六条の四に規定する里親をいう。）又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。<br>2　（略） |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法施行規則第一条の三十一第一項に規定する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者である者は、この省令の施行の日から三年を経過する日までの間は、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則第一条の三十一第一項に規定する厚生労働省令で定める者である者とみなす。